

## 庁舎清掃等管理業務仕様書

委託期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
委託業務の場所	自治研修センター（鹿児島市宮之浦町870-1）	
委託料の支払い	毎月の均等払い（ただし、毎月の千円未満の端数は切り捨て、3月分支払時に調整する）	
委託業務名	委託業務の内容	特記事項
I 庁舎清掃等管理業務 (別図1～5参照)	<p>1 庁舎清掃</p> <p>① 別表1に基づく通常清掃作業                      ア 毎月初日に、その月の重点清掃事項について、甲から指示を受け、誠実に清掃すること。                      なお、自然災害などにより急に清掃を行うように甲から指示があった場合も同様とする。</p> <p>イ 毎日の清掃状況を業務日誌（清掃）に記録し、午後5時までに甲に提出すること。</p> <p>ウ 感染症対策の清拭消毒等は、甲の指示により行うこと。</p> <p>② 別表1に基づく床磨きワックス塗り込み作業 年1回（3月）</p> <p>③ 別表1に基づく窓ガラス清掃作業 年1回（3月）</p> <p>④ エアコン及び換気設備のフィルター清掃                      年4回（5月・8月・11月・2月）                      エアコン簡易空調点検（目視）                      年2回（8月、2月）</p> <p>⑤ タイルカーペット洗浄（第1・2研修棟1階） 年1回（3月）</p>	<p>1 庁舎清掃に関して</p> <p>① 受託事業者（以下「乙」という。）は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物の衛生的環境の維持管理に関する所定の講習を受けた者を、清掃作業の監督者とする。また、清掃作業員に、作業の安全と衛生に関する研修を受けさせるように努めること。</p> <p>② 清掃作業員の心得として常に服装を正し、清潔かつ衛生的に作業を行い、庁舎の美観に充分注意すること。</p> <p>③ 建築物その他什器備品類を破損又はこれらに異常を発見したときは、速やかに甲に届けること。</p> <p>④ 乙は、別図3で示す「庁務員室」を清掃作業員の休憩室として、また、別図4で示す「リネン庫」及び「倉庫」を用具保管室として、無償で使用できるものとする。                      ただし、契約が解除されたとき及び公益財団法人鹿児島県市町村振興協会（以下「甲」という。）において特に必要が生じたときは、乙は遅滞なく、当該室を現状回復して、甲に返還しなければならない。</p> <p>⑤ 清掃員が使用する清掃・清拭消毒作業に必要な機械器具、洗剤及び薬剤等の消耗品一切は、乙の負担とする。                      ただし、清掃・清拭消毒作業に要する光熱水費、塵又は降灰の収集袋、トイレトペーパー、消臭剤及び清拭消毒に要する薬剤は、甲の負担とする。</p>

	<p>2 ボイラー（温水器）運転等は、宿泊研修日とする。</p> <p>① 機械室内（別図5参照）のボイラーの運転、管理及び調整 運転時間：宿泊研修日の午後及び翌朝の必要時</p> <p>② ボイラー免許（二級ボイラー技士以上）を有している技術員を次のとおり配置すること。 宿泊研修のあるとき：午前8時から翌日の午前8時まで 宿泊研修のないとき：午前8時から午後5時まで</p> <p>③ 機械室内（別図5参照）の給排水設備及び電気設備・器具等の管理及び調整</p> <p>④ 毎日の業務状況を業務日誌（ボイラー）に記録し、勤務終了後直ちに甲に提出すること。</p> <p>3 宿泊研修日の宿直時（夜間）における対応等</p> <p>① 火災等の災害や事故等で、舎監から要請があった場合に舎監の指示に従い応援を行うなど、臨機の対応をすること。</p> <p>② リネン回収用ワゴンを宿泊室の各フロアに設置すること。</p> <p>③ 第1宿泊棟及び第2宿泊棟の除湿機の管理</p>	<p>⑥ 乙は、1庁舎清掃における②「床磨きワックス塗り込み作業結果報告書」、③「窓ガラス清掃作業結果報告書」、④「エアコン及び換気設備のフィルター清掃作業結果報告書」及び⑤「タイルカーペット洗浄作業結果報告書」に写真を貼付して、遅滞なく甲に報告するものとする。</p> <p>2 ボイラー（温水器）運転等に関して</p> <p>① 乙は、技術員の過失又は故意によって生じた事故及び損害は、これを一切弁償するものとする。</p> <p>② ボイラー等運転に必要な設備及び器具等（工具は除く。）は、甲の負担とする。</p> <p>3 火災等の緊急事態に際し、舎監との連携を図り、研修生の安全を最優先に行動すること。</p>
<p>II 庁舎等管理業務</p>	<p>1 別図1で示す庁舎・敷地の点検管理</p> <p>① 庁舎及び敷地内の巡回及び施設・設備の目視点検並びに異常発見時の報告</p> <p>② 庁舎及び敷地内施設の小規模修繕</p> <p>③ 敷地内清掃及び敷地内側溝清掃作業（随時）</p> <p>④ グランドの側溝清掃作業（年2回）</p> <p>⑤ トレンチピットの管理及び清掃等</p> <p>⑥ 電気、水道、ガスの計量器指針管理</p> <p>⑦ 花壇の管理（水やり、除草、草花の撤去、耕運を随時）</p> <p>⑧ 舎監が行う芝・雑草等刈り込み及び樹木剪定の補助</p>	<p>1 乙は、庁舎及び敷地内の巡回及び施設・設備の目視点検等により異常を発見した場合は、速やかに報告するとともに、状況を業務日誌（ボイラー）に記録するものとする。</p> <p>2 小規模修繕に係る原材料等の必要経費は、甲の負担とする。</p> <p>3 乙は、1庁舎・敷地の点検管理における、④「グランド側溝清掃作業結果報告書」に写真を貼付して、遅滞なく甲に報告するものとする。</p>

<p>Ⅲ 消防用設備等 点検業務</p>	<p>1 別表2に掲げる消防用設備等に関する ① 消防法第17条の3の3に基づく点検及び報告 ア 実施回数：年2回 イ 実施時期：8月・2月 ② 故障が生じた場合の整備 ③ 工事等により必要となる消防用設備等の操作等</p> <p>2 自家用発電設備の運転性能の確認 ア 実施回数：年1回 イ 実施時期：8月又は2月（消防点検と同時） ウ 実施方法：負荷運転により行う</p>	<p>1 点検の実施日は、甲と乙が協議して決定する。 2 乙は、点検の結果を「消防用設備等点検結果報告書」により遅滞なく甲に報告するものとする。 3 点検に要する試験機器及び電気保安法人の出向費等は、乙の負担とする。 4 消防用設備等の軽微な修理に要する材料及び消耗品は、乙の負担とする。 ただし、機器の更新又は交換に要する費用は、甲の負担とする。</p>
<p>Ⅳ 受水槽清掃等 業務</p>	<p>1 地上に設置する受水槽（ステンレスパネルタンク・24t・1基）に関する清掃及び水道法第34条の2第2項に基づく水質検査 ア 実施回数：年1回 イ 実施時期：9月</p>	<p>1 点検の実施日は、甲と乙が協議して決定する。 2 乙は、清掃等の結果を「貯水槽清掃結果報告書・検査書」に作業等の写真を貼付して遅滞なく甲に報告するものとする。 3 清掃等に必要な器具・薬剤等は、乙の負担とする。</p>
<p>Ⅴ ばい煙等測定 業務</p>	<p>1 大気汚染防止法第16条に基づく、ボイラー2台分のばい煙等の測定 ア 実施回数：年2回 イ 実施時期：8月・2月 ウ 測定方法：同法施行規則第7条の5第2項に規定する方法</p>	<p>1 点検の実施日は、甲と乙が協議して決定する。 2 乙は、測定の結果を「ばい煙量等測定結果報告書」に写真を貼付して、遅滞なく甲に報告するものとする。 3 測定に要する機器、測定によって生じた軽微な修理等に要する材料及び消耗品は、乙の負担とする。</p>
<p>Ⅵ 殺虫殺菌消毒 業務</p>	<p>1 別表3に基づく衛生害虫、ゴキブリ、ネズミ及びダニの駆除 ア 対象施設：第1宿泊棟及び第2宿泊棟 イ 実施回数：年4回 ウ 実施時期：5月・8月・11月・2月</p> <p>2 ヤンバルトサカヤスデの駆除 ア 対象施設：敷地内の庁舎周辺 イ 実施時期：活動時期（適宜）</p>	<p>1 殺虫殺菌消毒の実施日は、甲と乙が協議して決定する。 2 甲は、衛生上必要があると認められる場合には、乙に対して業務委託の範囲内での処理を、随時、行わせることができるものとする。 3 乙は、消毒の結果を「殺虫殺菌消毒結果報告書」に写真を貼付して、遅滞なく甲に報告するものとする。 4 殺虫殺菌消毒に必要な資材及び消耗品は、乙の負担とする。 5 ヤンバルトサカヤスデの駆除剤は、甲の負担とする。</p>

<p>VII 敷地維持管理業務</p>	<p>1 別表4に掲げる敷地内の除草 ア 延べ面積：5,163平方メートル イ 実施時期：年3回（4月・7月・11月）</p> <p>2 別表4に掲げるグラウンド等の降灰除去（随時） ア 延べ面積：5,500平方メートル イ 実施時期：適宜</p>	<p>1 除草等の実施日は、甲と乙が協議して決定する。 2 乙は、各月の除草等の結果を「敷地維持管理結果報告書」に写真を貼付して、遅滞なく甲に報告するものとする。 3 除草等に必要な資材及び消耗品は、乙の負担とする。 4 グラウンド等の維持管理は、必要に応じて適宜行うものとする。</p>
<p>VIII 地下タンク貯蔵所の気密漏洩点検清掃業務</p>	<p>1 機械棟（別図5参照）横にある「地下タンク貯蔵所（配管を含む）」の気密漏洩点検作業一式 ア 実施時期：年1回（1月）</p> <p>2 漏洩検知管による漏洩点検 ア 実施時期：月1回（毎月）</p>	<p>1 点検等の実施日は、甲と乙が協議して決定する。 2 乙は、点検等の結果を「地下タンク気密漏洩点検清掃結果報告書」に写真を貼付して遅滞なく甲に報告するものとする。 3 点検等に必要な機器、点検等によって生じた軽微な修理に要する材料及び消耗品等は、乙の負担とする。</p>
<p>IX ボイラー（温水機）等の点検・清掃業務</p>	<p>1 機械棟内（別図5参照）にある「ボイラー（温水機）」2台のオイルバーナーの点検整備、缶体内部清掃、循環ポンプの点検・清掃作業等一式 ア 実施時期：年1回（2月）</p> <p>2 貯湯槽の点検（随時）</p>	<p>1 点検等の実施日は、甲と乙が協議して決定する。 2 乙は、点検等の結果を「ボイラー（温水機）点検清掃結果報告書」に写真を貼付して遅滞なく甲に報告するものとする。 3 点検等に必要な機器、点検等によって生じた軽微な修理に要する材料及び消耗品等は、乙の負担とする。</p>
<p>X 年間実施計画書の提出</p>	<p>1 上記委託業務のうち、次の業務等については、年間実施計画書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 窓ガラス清掃作業</li> <li>② エアコン及び換気設備のフィルター清掃作業</li> <li>③ 敷地内側溝清掃作業（グラウンド等の側溝を含む）</li> <li>④ 消防用設備等点検業務（自家発電設備の負荷試験を含む）</li> <li>⑤ 受水槽清掃業務</li> <li>⑥ ばい煙等測定業務</li> <li>⑦ 殺虫殺菌消毒業務</li> <li>⑧ 敷地維持管理業務</li> <li>⑨ 地下タンク貯蔵所の気密漏洩点検清掃業務</li> <li>⑩ ボイラー(温水機)等の点検・清掃業務</li> <li>⑪ 第1及び第2研修棟1階のタイルカーペットの洗浄</li> </ul>	<p>1 年間実施計画書の内容は、甲と乙が協議のうえ決定する。 2 年度毎に提出することとし、年度当初に速やかに提出すること。</p>